

質問書に対する回答11

件名) 首都圏中央連絡自動車道 神崎大栄舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P36 27-3-1 客土掘削 土砂A	特記仕様書P36 27-3-1 客土掘削 土砂Aにおいて、作業内容として2) 3) 4) の記述があります。 当初積算としては、これらの施工歩掛りは全て同じと考えていますでしょうか。 その際の歩掛りは、土木工事積算基準R6 P8-2 埋戻しA2 ショベルダンプ施工-小規模 でお考えでしょうか。 それとも、3) 神崎ICランプにおける盛土保護路肩への運搬、敷均し、締固めについては、のり面工-土羽土及び分離帯の客土でお考えでしょうか。	当初積算としては、施工歩掛りは全て同じと想定しておりますが、歩掛については明示できません。
2	金抜設計書 番号5～6 盛土工	金抜設計書 番号5～6 盛土工Aについて、土砂区分は「土砂B」でお考えでしょうか。 また施工歩掛りは、ショベルダンプ施工-小規模、上部路床でお考えでしょうか。 また、盛土に使用する土砂は、実穀ストックヤードからの掘削、積込、運搬が計上されていると考えてよろしいでしょうか。	土砂区分は土砂F相当を想定しております。 施工は「小規模ショベル・ダンプ施工」、仕上がり厚さは「上部路床相当」で考えております。 また、盛土工に使用する土砂は購入材料です。
3	金抜設計書 番号1～6 客土掘削、捨土掘削、盛土工	金抜設計書 番号1～6 客土掘削、捨土掘削、盛土工について、計上されている数量は地山土量と考えてよろしいでしょうか。 また、実穀ストックヤードからの積込・運搬、実穀ストックヤードへの運搬・敷均しの土量については、土木工事積算基準R6 P7-5に基づき、数量表の土量に標準土量換算率 Lを乗じた数量で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	客土掘削・盛土工は盛土検測、捨土掘削は地山検測でお考えください。 また、実穀ストックヤードからの積込・運搬、実穀ストックヤードへの運搬・敷均しの土量については、土木工事積算基準 第7編 4. 土量換算率及び地山単位体積質量 に基づき計上されているとお考えください。
4	特記仕様書 P47、P48、P49、P50、P51、P60 ※鉄筋探査を含む	特記仕様書 P47防護柵、P48防護柵、P49眩光防止板、P50視線誘導標、P51距離標、P60標識サポートにおいて、「※鉄筋探査を含む」と記載があります。 「質問書に対する回答8」にて、土木工事積算基準P32-18 14施工歩掛り(24)鉄筋位置調査工の適用といただいておりますが、m2あたりの歩掛りとなっております。 これは、当該工事でのアンカー打設箇所1箇所につき1m2ずつを計上されていますでしょうか。 それとも、アンカー打設部分の面積の合計にて計上されていますでしょうか。 各工種でのアンカー打設部分の箇所数や面積をご教示いただけないでしょうか。	各アンカー打設箇所あたりの探査面積を合計して計上しております。各工種でのアンカー打設部分の箇所数や面積は、公告図書からご算出ください。